

6 健康第 5 7 9 6 8 号
令和 6 年 6 月 4 日

県内医科診療所開設者 様

香川県健康福祉部長

がん登録等の推進に関する法律に基づく
診療所の新規指定について（依頼）

本県のがん対策につきましては、日頃より格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、がん医療の質の向上や国民に対する情報提供などのがん対策を科学的知見に基づき実施するため、「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）が平成 28 年 1 月 1 日付けで施行されました。この法律において、第 6 条第 1 項に基づくがんに関する情報の届出は、県内全ての病院のほか、届出に御協力いただける診療所を知事が指定することにより行うこととされており、現在、54 診療所を指定しております。

県といたしましては、多くの診療所から情報をいただくことにより、より実情を反映したがん対策を進めることができるものと考えておりますので、ぜひ御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、新規の指定については、【別紙】を御参照のうえ、申請書を御提出くださいますようお願い申し上げます。

（申請書の提出期限：令和 6 年 12 月 13 日（金））

【申請書提出及び問合せ先】

香川県健康福祉部健康福祉総務課
がん対策グループ

藤森・尾崎

〒760-8570

高松市番町四丁目 1 - 1 0

TEL:087-832-3261

FAX:087-806-0209

E-mail:tc4346@pref.kagawa.lg.jp